

退職者用

「預金口座振替依頼書」記入説明

● 退職後も高校生協を継続する場合は、この用紙の太枠内に必要事項を記入・押印の上、高校生協へ提出ください。
(金融機関に行っていただく必要はありません。)

● 利用できる金融機関は、下記の本・支店です。

- 広島銀行
- 中国労働金庫
- 農協
- ゆうちょ銀行(郵便局)

※他の金融機関(もみじ銀行、信用組合、信用金庫等)は利用できませんのでご注意ください。

記入した日付を入れてください。

〔記入例〕

ゆうちょ銀行以外の金融機関の方は、こちらに記入してください。

ゆうちょ銀行の方は、こちらに記入してください。

組合員について記入してください。(転居の時は必ず連絡をください。)

金融機関への届出印を押印ください。

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(取・加)

記入日 △△△△年 △△月 △△日 広島県高等学校生活協同組合

△ △	△ △	△ △	△ △	銀行コード	支店コード
銀行 労働金庫 農協	支店 出張所			1 2 3	1 2 3
預金種別 普通預金(総合口座)	口座番号(右つめて記入)	1 2 3 4 5 6 7			
フリガナ セイキョウ タロウ	預金者名(通帳のお名前) 生 協 太 郎	口座届印	印		
種目コード 166	種別コード 30	払込先口座番号 01390-2-8750			
通帳記号 1△△△0	の	通帳記号(右つめて記入) 1 2 3 4 5 6 7 8			
振替日 毎月25日(休業日の場合は翌営業日)	振替開始日 広島県高等学校生活協同組合の事務手続きが終了した日				

(金融機関(除くゆうちょ銀行)との約定)

1. 貴機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落のうえ支払ってください。この場合、預金規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出はしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻ことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。また、指定日以降に再度振替られても異議ありません。
3. この契約を解約するときは、私から貴機関に書面により届出ます。なお、この申出がひいまま長期間にわたり広島県高等学校生活協同組合から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り貴機関はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかたりに紛議が生じても、貴機関の責めによる場合を除き、貴機関には迷惑をかけるません。

「ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。」

お問合せ・返送は 広島県高等学校生活協同組合 〒730-0051 広島市中区大手町3-13-18 松村ビル4F 電話 082-244-2311	金融機関使用欄 1. 届出印鑑相違 2. 印影不鮮明 3. 口座名義人相違 4. 口座番号相違 5. 支店名相違 6. 該当口座なし 7. 口座解約済(移管を含む) その他()	確認印	取扱店日附印
--	---	-----	--------

依頼者 △△△△△	職場名 △△△△△	職場コード 1 2 3 4 5	組合員名 生 協 太 郎	組合員コード 1 2 3 4 5 6
郵便番号 730 - 0051	電話番号 082 - 244 - 2311			
現住所 広島市中区大手町3-13-18 松村マンション404号室				
生年月日 △△△△年 △△月 △△日	退職(予定)年月日 △△△△年 △△月 △△日			
生協使用欄	生協受付日			